

瀬戸内市マスコットキャラクター
セットちゃん
デザイン使用マニュアル



瀬戸内市マスコットキャラクター
セットちゃん

2020.04.01 版

デザインを正しく使用していただくために
必ず本マニュアルをお読みください。

瀬戸内市

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 01 |
| 申請手続きについて | 02 |
| 申請書の提出先 | 03 |
| 使用上の留意点（コピーライトの表記） | 04 |
| 使用上の留意点（色指定 カラー (C)） | 05 |
| 使用上の留意点（色指定 モノクロ (M)：白黒） | 06 |
| 使用上の留意点（色指定 線画 (L)：白黒 or 単色） | 07 |
| 使用上の留意点（デザインに関する禁止例 1） | 08 |
| 使用上の留意点（デザインに関する禁止例 2） | 09 |
| 使用上の留意点（商品名称、商号・屋号について） | 10 |
| 申請書の記入例 | 11 |
| 申請書に添付するデザイン使用案について | 12 |
| Q&A | 13 |
| デザイン使用に関するお問い合わせ | 14 |

別紙：瀬戸内市マスコットキャラクターセットちゃん一覧

はじめに

瀬戸内市マスコットキャラクター「セットちゃん」のイラスト等を使用する場合には、必ず本マニュアルに沿い、申請を行って正しくご活用いただきますようお願いいたします。



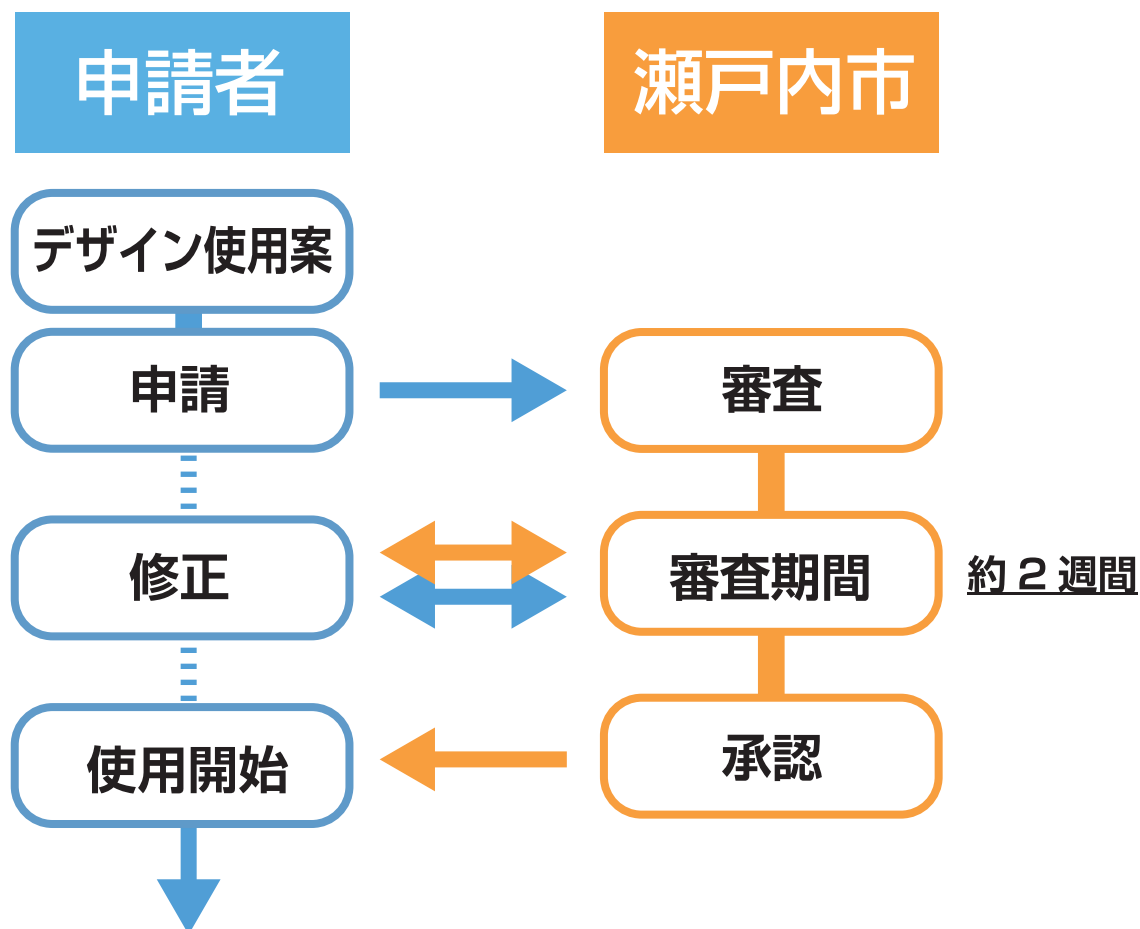
瀬戸内市マスコットキャラクター セットちゃん

セットちゃん

生まれも育ちも瀬戸内市。元気でピュアで無邪気なセットちゃんは、いつも好奇心旺盛。ワクワクドキドキしたものすべてを自由自在に髪型にしていけます。そのバリエーションは、とどまることはありません。チャームポイントは、つぶらなおめめとキューティクル。愛くるしいキャラクターを、瀬戸内市に重ね合わせることで、みんなから愛されスクスクと発展するように願いが込められています。

※セットちゃんに関する著作権・商標登権などは「瀬戸内市」に帰属します。

申請手続きについて



①使用する商品等のデザイン使用案を添付し、所定の申請書を提出

②受付完了後、瀬戸内市にて審査

※修正などの必要が生じた場合は別途、申請者へ連絡

③審査後、承認書を発行

申請者は承認書を受理後、使用開始

(使用にあたって条件がある場合は、条件に基づき使用する)

申請書の提出先

申請書の提出先は下記のとおりです。

< 郵送申請の場合 >

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1
瀬戸内市総合政策部秘書広報課
瀬戸内市セットちゃん使用申請受付窓口宛

< 窓口申請の場合（持参） >

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1
瀬戸内市総合政策部秘書広報課

～申請時の留意点～

- セットちゃんのイラストや写真を使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて、必ず事前に瀬戸内市に申請を行い、承認を受ける必要があります。
※複数の商品等に使用したい場合、1アイテム1申請が必要になりますので、商品数と同じ数の申請書が必要になります。
- 「デザイン使用申請受付窓口」にて申請書を受理してから承認書の発行まで【約2週間】かかります。使用開始希望日に間に合うようにお早めにご提出をお願いします。

使用上の留意点（コピーライトの表記）

セットちゃんのデザインを使用する場合、コピーライトの表記が必ず必要になります。セットちゃんのイラストと一緒に、以下の①②③のいずれかを必ず表記してください。

①

© 瀬戸内市

②

©Setouchi City

③

瀬戸内市マスコットキャラクター
セットちゃん

表記例



© 瀬戸内市



©Setouchi City



瀬戸内市マスコットキャラクター
セットちゃん

- ・表示位置と書体は指定しない。（読みやすい書体でお願いします。）
ただし、3.5pt より大きい文字サイズで表記してください。

使用上の留意点（色指定 カラー (C)）

セットちゃんの色指定は次の通りです。

- 印刷の性質上、同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。

セットちゃん基本形



メインカラー



C:60 M:15
DIC 2190

サブカラー


















M:45 Y:85
DIC 162

瀬戸内市のおだやかな海が瀬戸内市を見守っているあたたかさを表現します。「セットちゃん」のコスチュームに使用します。

瀬戸内市に暮らすすべての人びとをサンサンと照らす太陽を表現します。「セットちゃん」の髪に使用します。

© 瀬戸内市

指定箇所
CMYK
大日本インキ

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
|  魚 M:30 Y:45 DIC 2048 |  魚 M:60 Y:75 DIC 161 |  魚 M:75 Y:100 DIC 160 |  髪 M:15 Y:55 DIC 32 |  髪 M:45 Y:85 DIC 162 |
|  髪 C:5 M:55 Y:90 DIC 203 |  肌 M:15 Y:40 DIC 2053 |  肌 M:20 Y:45 K:5 DIC 2048 |  肌 M:20 Y:50 DIC 7 |  スーツ C:60 M:15 DIC 2190 |
|  スーツ C:75 M:25 DIC 181 |  ベルト M:20 Y:80 DIC 86 |  くし Y:75 DIC 57 |  手・足 K:20 DIC 650 |  他 K:100 DIC 582 |

使用上の留意点（色指定 モノクロ (M)：白黒）

セットちゃんの色指定は次の通りです。

- 印刷の性質上、同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。

セットちゃん基本形



© 瀬戸内市

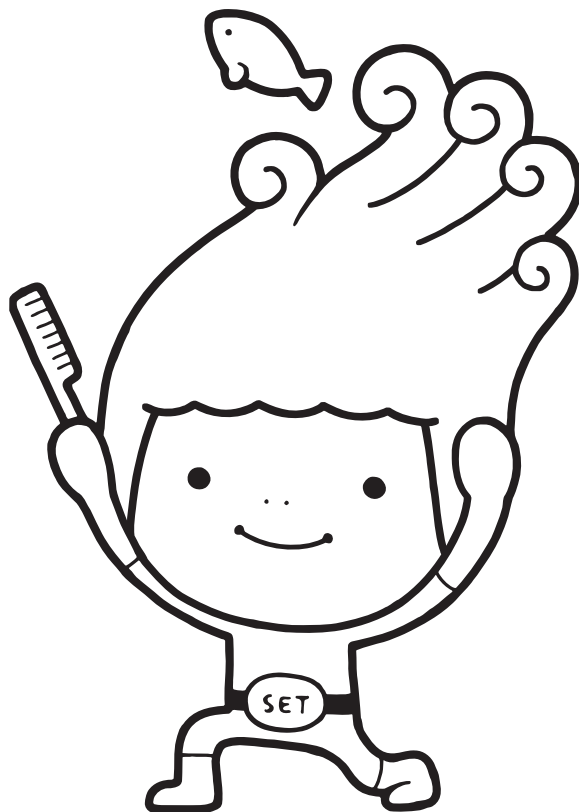
| | | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 魚 30 | 魚 45 | 魚 55 | 髪 35 | 髪 42 | 髪 15 |
| 肌 10 | 肌 15 | 肌 17.5 | スーツ 27 | スーツ 37 | |
| ベルト 20 | クシ 20 | 手・足 20 | 他 100 | 指定箇所 % | |

●新聞等のモノクロ表示に使用。その他単色刷りに使用可能。

使用上の留意点（色指定 線画 (L)：白黒 or 単色）

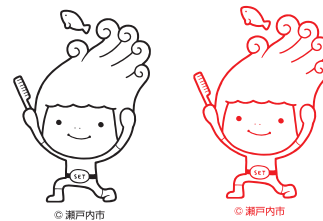
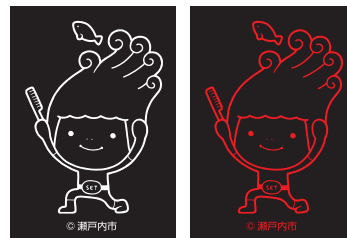
セットちゃんの色指定は次の通りです。

セットちゃん基本形



© 瀬戸内市

例：単色（指定色）



100



指定箇所
%



単色
(指定色)

● やむを得ない場合（刻印・型押し等の場合）に使用可能。

使用上の留意点（デザインに関する禁止例 1）

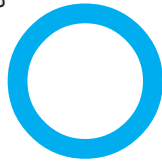


© 瀬戸内市

© 瀬戸内市

拡大縮小は

ただし、文字サイズが
3.5pt 以下では使用
しないでください。



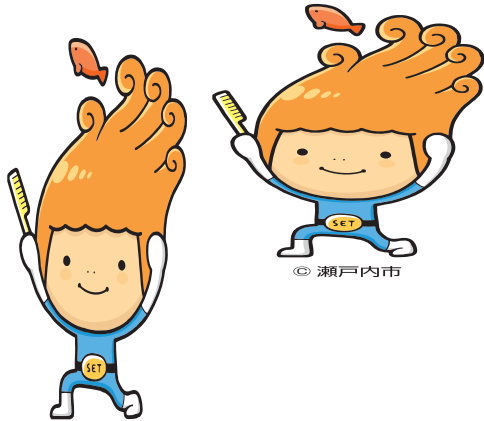
© 瀬戸内市

パーツが足りない

例えば、魚がないなど

デザインを変更

SET が HOT など



© 瀬戸内市

縦横比変更は



© 瀬戸内市

左右反転は



© 瀬戸内市

色の変更は



© 瀬戸内市

画像の一部が
切れた状態は



© 瀬戸内市

前面に画像・文字・
線などが重なるのは



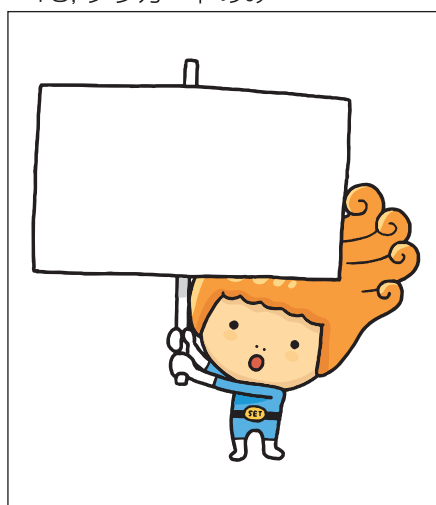
※この他にもセットちゃんのデザイン使用に関して禁止の場合がありますので、
ご不明点はお相談ください。

使用上の留意点（デザインに関する禁止例 2）



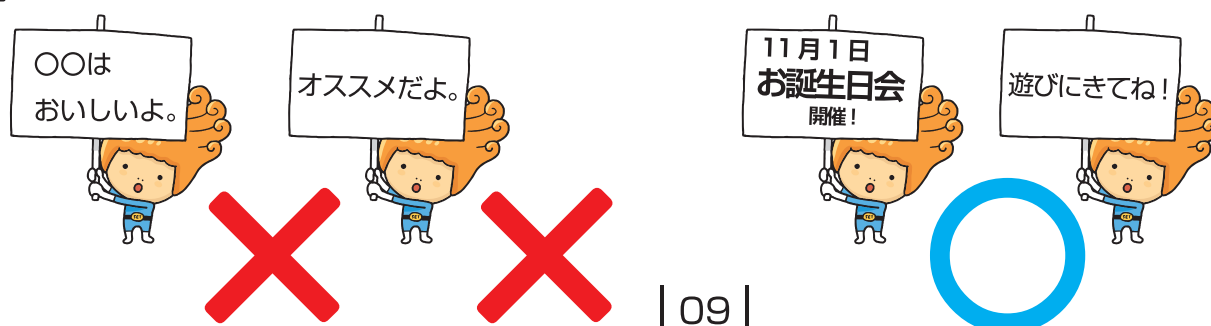
セットちゃんは喋りません。吹き出し等を使ったイラストの補足は禁止です。イラストと一緒にインフォメーションを行う場合は、イラスト No.18 “プラカードのみ” をご利用ください。

18, プラカードのみ



ただし、瀬戸内市のイメージキャラクターのため、特定の企業や団体を連想させるような表現はできません。また、セットちゃんのイメージを損なう言葉や表現などは認められません。 ※内容等についてはご相談ください。

例



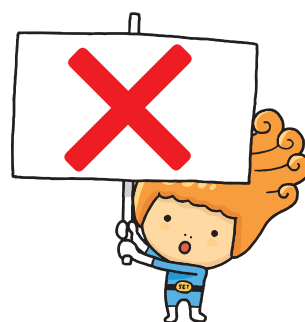
使用上の留意点（商品名称、商号・屋号について）

原則として

- ・ 商号、店名への利用は不可
- ・ 商品のキャッチコピー、フェア、キャンペーン名等において、セットちゃんが特定の商品、サービスなどを推薦しているような表示は不可

◆NG 項目

- ・ 特定商品を推奨するような名称は不可
例：セットちゃんおすすめ！クッキー



※既に利用されている商品名称および同一デザインでの利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。

（市では、商品名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください）

申請書の記入例

- 使用申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

同サイトの記入例を参考に必要事項をご記入の上、申請してください。

またセットちゃんデザイン使用に関して、使用を希望するデザインをセットちゃん一覧（別紙）より確認いただき、希望するデザイン、必要データ形式を、申請書内 5 使用数量に記入してください。また 6 連絡先（担当者、電話番号）に **Eメールアドレス** も必ずご記入ください。

配 入 例

様式第1号 (第2条関係)

瀬戸内市マスコット等使用承認申請書

瀬戸内市長様

申請者住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者名)

下記により、瀬戸内市マスコット等を使用したいので申請いたします。

記

1 使用対象物件
 マスコットキャラクターセットちゃん
 イメージソング

2 使用目的及び使用方法
使用目的等をご記入ください。

3 使用するものの有償、無償の別
 有償 (単価 円) 無償
 他者から料金を受け取るものに使用する場合、単価金額をご記入ください

4 使用期間
 年 月 日 ~ 年 月 日
特定のイベント等に使用する場合は使用期間を、それ以外の場合は申請日をご記入ください。

5 使用数量
ご希望の画像名称、カラー・モノクロの別、ファイル種類、サイズ、使用数量等をご記入ください。

6 連絡先 (担当者、電話番号)
担当者名、お電話番号等をご記入ください。

7 添付書類
 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
資料等があれば、添付してください。
 瀬戸内市マスコット「セットちゃん」等の使用取扱規程第3条第1項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名 (名称及び代表者名) **氏名を記入し印鑑を押してください**

※完成品又はその写真を後日担当課あてご送付ください

5 使用数量

ご希望の画像名称、カラー・モノクロの別、ファイル種類、サイズ、使用数量等をご記入ください。

5 使用数量について下記を参考にご記入下さい。

配布データ番号 カラー版 (C)、モノクロ版 (M)、線画版 (L)
 配布データ形式 ai (バージョン cs6)、pdf、jpg、png



瀬戸内市マスコットキャラクターセットちゃん一覧（別紙）より、使用したいデータの番号（各キャラクター左上の番号）をご記入下さい。またデータ形式は、ai(バージョンCS6)、pdf、jpg、png よりお選びいただき、ご記入ください。

例えば…

1, セットちゃん基本形（セット前）のカラー版、jpg 形式データを希望する場合

1C(jpg)

2, セットちゃん基本形（セット後）のカラー版、モノクロ版 (M)、線画版 (L) など複数データを希望する場合

2C(jpg), 2M(pdf, jpg, png), 2L(ai, pdf)

6 連絡先 (担当者、電話番号)

担当者名、お電話番号等をご記入ください。 +E メールアドレスを記入

データ送付を希望される場合は、送信希望する E メールアドレスも必ずご記入ください。

申請書に添付するデザイン使用案について

商品（見本）の現物、写真、イラストなど、どのように使用するのかが具体的にわかるものが必要です。

作成前の段階で申請書を提出する場合、手書きのイメージ図でも可。

※ただし、**完成前に**必ずデザイン使用案を提出し、監修を受けてください。

また最終的にデザイン使用案に基づき完成した商品について以下方法で、報告をお願いします。

＜申請時にデザインが確定していない場合＞

デザインが確定後、商品を製作する前にデザイン監修を受け、その後、完成したら商品（サンプル）を提出（データや写真でも可）

＜申請時にデザイン使用案を添付した場合＞

承認書に記載されている指摘事項を対応し、商品（サンプル）を提出（データや写真でも可）

Q&A

Q : デザインを使用するにあたって、使用料はかかりますか？

A : デザインの使用料はかかりません。

Q : 前に申請した商品の絵違いを販売したいのですが、申請書は必要ですか？

A : 新たに申請書のご提出をお願いします。
区別をつけたい場合には〇〇(商品名) (△△バージョン) などと記入してください。
例：セットちゃんハンカチ (春 ver)、セットバッグ (セットちゃん限定 ver)

Q : 使用承認を受けた商品の使用期間はありますか？

A : 最長で承認日より 1 年間です。商品に在庫がある場合には、使用期間満了日を超えて販売しても構いません。

Q : コピーライトを商品に表記しにくい、できない場合はどうしたらいいか？

A : 原則、商品への表記をお願いします。ただし、素材などの性質上、商品に表記することが難しい場合には、商品に付随するものへの表記で構いません。
例：商品のタグ、パッケージ、POP、サイトなどの紹介ページ など

Q : 商品に伴う広告物(POP やチラシ、HP など)も申請は必要ですか？

A : 商品の申請書を提出いただいた場合、申請は不要です。異なるデザインを使用する場合には申請書のご提出をお願いします。

Q : スポーツチームのユニフォーム、応援旗などに「セットちゃん」を使用することはできますか？

A : セットちゃんは市のイメージキャラクターであるため、市を代表するチームと誤解されないように使用してください。

Q : 企業パンフやイベント紹介などに「セットちゃん」を使用できますか？

A : 内部で使用する資料に「セットちゃん」デザインを使用する場合は、申請書の提出は必要ありません。ただし、外部に配布する場合や不特定多数の方の目に触れる場合は、申請書の提出をお願いします。

Q : 「セットちゃん」の着ぐるみが出演するイベントの告知物に使用する場合、申請書の提出は必要ですか？

A : 着ぐるみが出演するイベント等における広告については申請書の提出は不要です。ただし、完成前に、広告物のデータや画像を提出し、監修を受ける必要があります。
※この場合、瀬戸内市総合政策部秘書広報課にお問い合わせください。

Q : 個人でデザインを使用したいのですが、申請は必要ですか？

A : 申請の必要はありません。限られた範囲で、個人的に使用するものに関しましては申請は不要です。

Q : セットちゃんのキャラクターポーズを用途に合わせて選ぶことができますか？

A : 別紙の瀬戸内市マスコットキャラクターセットちゃん一覧よりお選びください。



デザイン使用に関するお問い合わせ



瀬戸内市マスコットキャラクターセットちゃん

デザイン使用申請受付窓口

瀬戸内市総合政策部秘書広報課

電話番号 0869-24-7095

(平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

※セットちゃんデザイン使用マニュアルは必要に応じて、随時更新していきますので、
予めご了承ください。市ホームページの最新情報をご確認よろしく申し上げます。